

経営フォーラム協同組合運営規約

定款に基づき、経営フォーラム協同組合（以下、組合という。）の運営規約を定める。

第一条（組合の構成人員及び組織）

組合は会員、組合員、理事、理事長、代表理事を置く。

会員は一般総会に出席し、組合員総会及び理事会への提案事項を議決する。

組合員は組合員総会に出席し理事会への提案議事を議決する。

理事は理事会に出席し組合の運営事項を議決する。

理事会は組合の最高決定議決機関とする。

理事長は組合の運営を統括し、理事会を運営する。

代表理事は組合の方針決定と運営を指導し助言する。尚、代表理事は理事長を兼務する事が出来るものとする。

第二条（組合に協力する人員）

組合は顧問、賛助会員、経営コンサルタントを置く。

組合は理事会の決定に依り顧問及び賛助会員を置くことができる。

顧問及び賛助会員の資格については別途定める。

その他、理事会の審査と承認により、組合認定の経営コンサルタントの資格を与えることがある。

第三条（理事会）

組合は理事会を置く。

理事会は組合員を審査して理事とする。

理事会を構成する理事は互選によって役職と役割分担を担う。

理事は会員、組合員の保証人（紹介者）となる。〈br〉

理事は理事会に出席して組合の方針、議題・議案、決議・決定を議決する。〈br〉

理事は理事会の役員、役割分担、代表理事、理事長の選任を議決する。〈br〉

また、賛助会員、顧問、名誉理事の認定と参画を議決する。

理事会としての決定は、理事は一人 1 票の議決権を持ち、出席した理事の過半数を以て議決する。議決に当たって特段の事情が無い限り委任は認めない。

第四条（理事の任期）

理事の任期は選任されてから 2 年とする。

特段の理由が無い限り、再任を認める事とする。

第五条（会費と加入）

会員は入会金と年会費を納入する。金額は別途定める。

組合員は出資金と入会金と年会費を納入する。金額は別途定める。

加入に当たって個人事業主（個人）は住民票を提出する。法人は登記簿謄本を提出する。

賛助会員は、資本金1億円以上の法人又は希望する個人が組合に預かり金を納めて、理事会の審査と承認によって就任する。その預かり金額は個別に依って決定する。

顧問は理事会の審査と承認によって就任し、出資金と入会金と年会費は納入しない。

経営コンサルタントは所定の認定料を納付する。器楽は別途定める。

第六条（組合の資金）

出資金、預り金及びコンサルタント認定料に付いては別途個別に理事会で決定する事とする。

組合は金融機関及び法人乃至は個人からの貸付を受けることができるものとする。借り入れの条件は個別に決定し別途定める事とする。

第七条（役務・サービス）

組合の参加者に役務・サービスを提供する。個別の役務・サービスは別途定めて告知する。

第八条（コンサルタント料）

会員及び組合員は、組合の受注によるビジネス案件が成立した場合、コンサルタント契約を締結し、コンサルタント料として単発的に或いは継続して報酬乃至収益を受け取る事ができる。そして、その報酬乃至収益の中から所定のコンサルタント料を組合に納入する。コンサルタント料を差し引いた報酬乃至収益は担当理事が受け取り、紹介者等への配分を行う。

組合の受注によるビジネス案件は、担当理事により会員及び組合員に公平かつ均等に振り分ける。

第九条（経理の公開）

組合では、経理を公開する。経理担当は理事の互選により理事の中から選任する。

第十条（総会の開催）

会員が参加する一般総会と、組合員が参加する組合員総会を開催する。

組合員総会は理事長が提議して理事会の承認のもとに、年間1回招集し、開催する。その他に随時に総会を招集できることとする。

組合員総会は組合の方針、議題・議案、決議・決定を議決して理事会に諮る事ができるものとする。

一般総会は理事長が提議して開催し、組合の運営についての理事会への提案事項を議決する。

第十一条（組合員相互の営業活動について）

組合員同士は相互に節度を以って営業活動を行う事とする。

過度の営業活動はこれを禁止し、組合として注意、勧告、禁止を申し渡すことができる事とする。申し渡しに従わない場合は、第十三条に規定する退会と除名を適用する場合がある。

マルチ販売と保険・共済等の営業については、組合に申告し許可を得た場合のみ活動できる事とする。

第十二条（個人情報保護方針）

会員及び組合員の個人情報は当組合が守秘義務に基づいて管理し、会員に対する情報提供以外に使用することはありません。

但し、官公庁などからの法的な要請による場合は会員の了承の下に提供する場合があります。

第十三条（退会と組合による除名等の処分）

本人からの文書による申告により退会する事はこれを認める。

尚、下記に該当する会員、組合員、理事、顧問、賛助会員は、理事会の決定のもとに退会乃至除名処分、又は理事会の決定に依るその他の処分を受けることがある。

1. 倒産又は破産した場合。
2. 公序良俗に反する行為があった場合。
3. 年会費を1年間にわたって納入しなかった場合。
4. 組合の受注による所定のコンサルタント料を納入しなかった場合。
5. その他、組合の方針や当規約を遵守することができなくなった事由が発生した場合。

補足

当運営規約を平成28年4月4日に制定した。

理事の任期の規約を平成28年4月19日に追加した。

組合員相互の営業活動についての規約を平成28年9月1日に追加した。

以上